

沖縄科学技術大学院大学学園法案の概要

沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与するため、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

1. 骨子

(1) 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という）の目的

学園は、沖縄において、沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人とする。

(2) 学園の業務

ア 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。

イ 受託・共同研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

ウ 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

エ 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。 等

(3) 学園の事務所

学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

(4) 学園の理事会の運営及び役員を選任に関する特例

ア 理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができることとする。

イ 理事は、優れた科学者及び沖縄振興に関する有識者が含まれるようにしなければならないこととする。

ウ 理事の過半数は外部理事となるようにしなければならないこととする。

エ 監事の選任については内閣総理大臣の認可を要することとする。 等

(5) 補助金

国は、予算の範囲内において、学園に対し（2）の業務に要する経費の2分の1以内を補助できることとする。ただし、本法の施行日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの間は、2分の1を超えて補助できることとする。

(6) 事業計画等の認可

学園は、事業計画、長期借入金及び重要な財産の譲渡等について内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。

(7) その他

ア 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散並びにその権利及び義務の学園への承継について必要な事項を定める。

イ 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法は、廃止する。

ウ その他必要な規定を置く。

2. 施行期日

公布日施行（ただし、学園の組織・運営に関する規定等は、学園の認可の状況等を踏まえて施行（公布から3年以内で政令で定める日）

沖縄科学技術大学院大学のための法整備について

国際的に卓越した科学技術に関する教育研究等の推進



沖縄に科学技術の国際的な拠点を形成

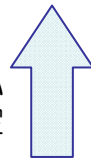


沖縄の自立的発展
世界の科学技術の発展

※沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興の重要施策

沖縄科学技術大学院大学学園

組織、運営等に関する私立学校法等の特例を規定



大学院大学の設置運営主体

- 自主性・柔軟性を確保する観点から学校法人により設置
- 世界の英知を結集して教育研究の方針等の重要事項を決定するため、最高機関である理事会を内外の著名な科学者等により構成。

- 理事会・理事等に関する特例
 - 優れた科学者等を学外理事として置く
- 国際的に卓越した教育研究を行い、沖縄の自立的発展に寄与するための補助規定
 - 沖縄振興の観点から、法人の業務に必要な補助を行う
- 法人の適切な運営等を図るために必要な規定等
 - 事業計画等の認可、報告徴収等

開学に向けたスケジュール(概略)

大学院大学法の施行
(公布日施行)

学長の人選等、設立認可準備
(施行後直ちに開始)

(22年度中を予定)

文部科学省への認可の申請

認可に係る審査及び認可

24年度までの開学
(関係閣僚申合せ事項)

1年半程度の申請準備期間

1年程度の審査期間